

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

基本制度ワーキングチーム(第16回会合)開かれる

11月24日(木)政府の子ども・子育て新システム検討会議の基本制度ワーキングチームの会合が開催され、全日私幼連から北條泰雅副会長が出席しました。

当日は「費用負担、イコールフッティング、市町村の関与、ワーク・ライフ・バランス等について」の議論が行なわれました。

冒頭に座長より、残された検討課題について早期に議論を進めるため幼保一体化WT(基本制度WTに委員を輩出していない団体代表等)をオブザーバーとして会議に参加させるとの説明がありました。

その後、資料の説明が行なわれ、【資料1】費用負担のあり方について(事業主の負担についての考え方)(案)【資料2】子ども・子育て包括交付金(仮称)について(案)【資料3】市町村事業(子ども・子育て支援事業(仮称))について(案)【資料4】公立こども園(仮称)の給付等について(案)【資料5】利用者負担について(案)【資料6】こども園給付(仮称)と既存の財政措置との関係等について(案)【資料7】こども園(仮称)・総合施設(仮称)に対する株式会社等の参入について(案)【資料8】施設整備費の運営費上乘せ及び法人種別に応じた会計基準について(案)【資料9】児童福祉法の改正について(保育の実施に係る事項)(案)【資料10】新システムにおける公的契約と市町村による関与について(案)【資料11】ワーク・ライフ・バランスについて(案)【資料12】都道府県と市町村との調整規定について(案)【資料13】指定制度における透明性等が確保された需給調整の仕組みについて(案)がまとめて説明された後に意見交換が行なわれました。

地方団体は、新システムの制度設計から子ども手当を除外すべきこと、また地方負担については今後地方団体との丁寧な協議を求めることを主張しました。

経済団体は、事業主の負担については絶対反対を表明し、「ワーク・ライフ・バランス」に関する規定を新法に位置づけることに反対しました。

保育所関係者は保育所運営費負担金の一般財源化については断固反対を表明し、私学助成の存続を示す資料に対しては幼保一体化の観点から矛盾をしていると発言しました。

座長は保育所運営費負担金の一般財源化の報道に対しては事実ではなく今後もそのようなことはないことを説明しました。

秋田喜代美氏は、この会議はこれからの子どものことを議論する場であり、必ずしも親にとって良いサービスが子どもに良質の基準となるとは限らない、学校には安定性が求められるが、そのためには経済合理性ではなく公共性が確保される必要があり、総合施設（仮称）に株式会社が参入するとしても、配当を認めるべきではないと発言しました。

小田豊氏は、会議の在り方自体に対して、議論を深めずに発言を各々が投げかけたままに進んでしまっているが、はたして子どもたちのためになるのだろうかと感じていると発言しました。

北條副会長は、①会議の進め方について、幼保一体化WTの委員を基本制度WTにオブザーバーとして参加させるのではなく、幼保一体化WTの会合を設定すべきであり、13種類の資料を一度に説明し、委員が各3分だけ発言するような会議では丁寧な議論とは言えない。次回からは改善いただきたい、②幼稚園と保育所の教育と保育には定義に違いがあり、議論がすれちがいがちである。中間とりまとめで教育を学教法上の教育、保育を児童福祉法上の保育と定義としなおしたが、互いの違和感は依然として解消されていない。当初は預かり保育を新システムに位置づけることとしていたが、いつの間にか方針が転換された。このことが私学助成の議論の背景にある、③個人給付は現物、現金給付にせよ1人あたりの給付金額を明確にすべきである。また、この個人給付に所得制限が加えられることは一定の理解ができるが、就労の有無による格差はあってはならない、④公私幼保間の公平性を担保することが示されているが、指定を受けた場合に公私幼保間の単位時間当たりの給付は本当に同額となるのか、⑤子どもの処遇は悪化しており、0歳児保育や病児保育、夜間保育の量的拡大を数値目標化することは子どもの最善の利益に反する。「ワーク・ライフ・バランス」の実現の観点から13時間保育が行なわれている実態を踏まえ、8時間以内の保育を目指す等の具体的内容を盛り込むべきである、と発言しました。

[今号は2枚]